

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第33号

答申番号：令和4年度答申第33号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の事情を顧みずになされた原処分（特別障害者手当認定請求却下処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 処分庁は、特別障害者手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）に「必要時のみ室内歩行（30分以内）」との記載があるため、腎臓疾患における認定基準である「絶対安静」に該当しないとするが、これは必要があれば30分以内の室内歩行を認めるという趣旨であり、30分歩けるという事実を示すものではないし、請求人は自力歩行はもちろん介助なしで立ち上がることもできない。

(2) 処分庁は、肢体不自由の診断書がないため肢体不自由の状態が判断できないとするが、施設入所時から本件申請時まで新型コロナウイルス感染症の感染状況は予断を許さない状況であったことに加え、請求人の認知症の状況、自力で移動できない状況から、肢体不自由の診断書を得るために医療機関に受診することは困難である。

(3) 請求人は、日々の生活のほとんどをベッドの上で過ごしており、食事や排泄の際は、ベッドから車椅子、車椅子から便座に移乗するにも介助が必要な状態であり、入浴も一人ではできず、介助者には相当の注意が要求される状態である。

2 処分庁の主張の要旨

次のとおり、原処分は法令に基づく適法なものであるから、請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

(1) 特別障害者手当（以下「手当」という。）における障害程度の認定は、特別障害者手当認定診断書によって行うこととされており、処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、請求人が安静度表の1度（絶対安静）の状態に該当せず、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）」に定める障害程度に該当しないと判断したものである。

(2) 認定基準によると障害程度の認定は、特別障害者手当認定診断書によって行うこととされており、肢体不自由の診断書の提出がないにもかかわらず、請求人が提出した事情説明書のみをもって認定することは適切ではなく、他の認定請求者との間に不均衡を生むことになる。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別障害者手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で、法令等の規定に従い、適正に行われたもので

あるから、違法又は不当な点は認められない。

- 2 請求人は、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、次のとおり、請求人の主張を採用することはできない。

ア 本件診断書の「⑩安静を要する程度」において、本件主治医は「3 必要時のみ室内歩行（30分以内）」との項目を選択し、僅かながらではあるものの歩行が可能であると判断したと認められる一方、請求人の状態が「絶対安静」に該当することを窺わせる記載もない。

イ 手当の受給資格の認定は、特別障害者手当認定診断書によることとされ、請求人の主張する状態像のみをもってその状態が認定基準に合致するかどうかを判定することは認定の適正性を確保する観点から許されないといわざるを得ない。

ウ 請求人の障害は、あくまで認定基準に照らし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項の「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」にあるとはいえないのであるから、同項の特別障害者として、手当の支給要件を満たすものとは認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年1月24日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月31日及び同年2月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法に規定する「特別障害者」とは、20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいうこととされ（法第2条第3項）、その障害の状態は、①身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が政令別表第2各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの、②①のほか、身体機能の障害等が重複する場合（政令別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が①に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの又は③身体機能の障害等が政令別表第1各号（第10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が②と同程度以上と認められる程度のもの、のいずれかに該当するものとされている（政令第1条第2項）。

また、手当の受給資格の認定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（認定基準）を定めている。かかる基準の内容は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、近年の医学的知見を踏まえて定められていることが認められ、この点について特段の不合理的な点は見受けられない。

なお、認定基準によると、法第2条第3項にいう障害の状態とは、精神又は身体に政令第1条第2項に該当する程度の障害があり、かつ、その障害が永続

性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態をいうものであることとされており、その判定は、特別障害者手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書の記載内容をみると、請求人は「慢性腎不全」を有し、血清クレアチニン値は8.3g/dl以上の値を示し、「活動能力の程度」は「自己の身の日常生活活動を著しく制限されるもの」とされ、「安静を要する程度」は、「必要時のみ室内歩行（30分以内）」とされている。

まず、請求人が上記①の要件に該当するかについてみると、請求人は腎臓の障害を有し、血清クレアチニン値は認定基準の基準値「8.0g/dl」以上を示し、自己の身の日常生活活動を著しく制限されるものであると認められるから、政令別表第2各号のうち同表第6号に該当すると認められるものの、上記①の要件は、同表各号の一に該当する他、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等が重複することが必要とされているところ、請求人から肢体不自由に係る診断書その他腎臓の障害以外の身体機能の障害等に係る診断書が提出されていない以上、重複障害の有無及び程度を判定することはできない。

次に、請求人が上記②の要件に該当するかについてみると、当該要件は障害等が重複することが前提とされているところ、上記①の要件と同様、他の身体機能の障害等に係る診断書が提出されていない以上、重複障害の有無及び程度を判定することはできない。

さらに、請求人が上記③の要件に該当するかどうかについてみると、認定基準は、③の対象となる障害として「内部障害」若しくは「その他の障害」を挙げ、かつ、これらの障害の程度が「結核の治療方針」にいう「絶対安静」の状態にあることを要件としているところ、本件診断書によれば、請求人は腎臓疾患を有するが、その「安静を要する程度」は「必要時のみ室内歩行（30分以内）」とされている以上、「絶対安静」の状態に該当するものとはいえない。

以上からすると、請求人は、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法第2条第3項）とは認められないとして、請求人について手当の支給要件に該当しないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも看過し難い過誤欠落又は著しく不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められないというべきである。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子